

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年1月30日開催（全国信用金庫協会）]

1. 国内外の金融経済情勢の動向を踏まえた対応

- 2024年の日本銀行による金融政策の変更を踏まえ、多くの信用金庫では預金金利や貸出金利の引上げを実施しつつある。2025年1月24日には、日本銀行が政策金利の更なる引き上げを決定している。加えて、欧州・米国等の政治・経済情勢が金融市場に与える影響についても引き続き注意が必要である。
- 経営陣においては、改めて自金庫の資産・負債構造やリスク特性を理解した上で、「金利ある世界」が自金庫の収益等に与える影響を検証するとともに、2024年8月の市場変動時における対応を振り返りつつ、不測の事態に備えたアクションプランをあらかじめよく議論するなど、状況変化に適切に対応できる態勢を整備していただきたい。
- 質の高い金融仲介機能を継続的に発揮する上で、信用金庫自らの健全性の確保も重要である。日本経済を取り巻く環境は刻々と変化しており、各信用金庫においては、経営管理態勢やリスク管理態勢を不断に点検していただきたい。
- 金融庁としても、国内外の経済・金融市場の変化が信用金庫の経営に与える影響を注視するとともに、各信用金庫における対応方針やリスク管理態勢をしっかりとフォローし、必要な改善を促していく。

2. 持続可能なビジネスモデルの確保

- 日本の総人口は2008年頃をピークに減少を続けており、出生者数は50年前の約1/3の水準まで落ち込み、直近の出生者数は70万人前後まで減少しており、地域によっては、人口減少の傾向が特に顕著に表れている。
- このような人口動態の変化は、地域の経済の発展や生活水準の維持向上に非連続的なインパクトを与えており、変化に必要な対応を地域社会が図っていく上で、地域金融機関には投融资のみならず、より広範な金融仲介機能（再生支援、M&A仲介支援、人材紹介等）への期待が高まっている。同時に、こうした変化は、預金サイドと貸出サイドの両面において信用金庫の経営に

無視できない影響を与えることが予想される。

- また、人口動態以外にも、ITサイバーやマネー・ローンダリング等のリスクの増大やテクノロジーの進展等に伴うシステム投資等の負荷の増大など多くの事象が変化しており、信用金庫の経営の舵取りをより難しくしている。
- 各信用金庫においても、中長期の状況変化も展望した上で、自らの経営をどのような形で持続的に発展・強化していくかを重要な経営課題としている。各信用金庫を取り巻く経営環境は相当異なるため、持続可能なビジネスモデルは一律ではないが、その確保に向けて、各信用金庫において、どのような認識を持ち、どのような戦略や対応を考えているのか、個別に対話を実施していきたい。

3. 顧客本位の業務運営の確保

- 政府が推進している資産運用立国の観点からは、家計が安心して安定的な資産形成を行うことができるよう、金融事業者全体において、顧客本位の業務運営を徹底していただくことが大前提である。
- このため、金融庁では、金融事業者全体で顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢の構築を促進する取組を進めている。具体的には、金融商品取引法等の一部改正により「最善利益勘案義務」が法定化され、2024年11月に施行された。また、顧客の最善の利益に適った商品が提供されるよう、2024年9月に「顧客本位の業務運営に関する原則」を改訂し、適切なプロダクトガバナンスの確立に向けた「補充原則」を追加した。
- 信用金庫においては、顧客本位の業務運営のより一層の定着・底上げに繋げていただきたい。

4. 金融機関の不祥事案

- 最近、金融市場・金融機関の信頼を揺るがしかねない事案が金融庁も含めて相次いで生じていることについて深刻に受け止めている。
- 顧客からの信頼は預金や財産を預かる業務を営むうえで重要なアセットである。
- 今後、顧客からの信頼を損ねるような類似事案が発生することがないように、改めて、内部管理体制が十分か、社員や職員への教育が十分かといった様々

な観点から、対策を講じていくことが重要である。経営陣の主導のもと、不断の取組を進めていただきたい。

5. 事業者へのM&A支援等について

- （常々触れているが、）各金融機関においては、日々、顧客企業との日常的・継続的なコミュニケーションを通じ、経営改善・事業再生等に資する資金繰りを含めた様々な支援に尽力いただいているものと理解している。
- そこで支援の過程においては、中には顧客企業の背景等にある外部の支援関係者等との連携により実施するケースもあろうかと思う。ただし、中には、
 - ・ 融資に関し無登録で仲介業務を行った疑いで逮捕されたケースや、
 - ・ 後継者のいない企業に買収を持ち掛け、資産を譲渡させてから放置するといった件に関わる悪質なM&A仲介業者が存在するとの報道もある。
- そのような者に関与あるいは利用されることは、公共性を有し経済的に重要な機能を営む各金融機関にとってあってはならないし、更に言えば、顧客企業への健全な経営支援の文脈においてもマイナスの結果となりかねない。
- こうした観点からも、引き続き、顧客企業との間でのよりきめ細かなコミュニケーションを通じ、できる限りその事情や背景等を確認・把握いただき、万が一の場合は、警察当局との連携も視野に含めた、最良・最適なソリューションの提案・実行をお願いしたい。
- また、中小企業・小規模事業者等がM&A時にフィナンシャル・アドバイザー等の専門家を活用する際の費用等の一部を補助する「事業承継・M&A補助金」が令和6年度補正予算において措置され、今後、補助金事務局の決定を経て、公募が開始される予定である。
- 同様の補助金は以前から措置されていたが、「事業承継・M&A補助金」は、今回より、事業者が補助を受ける際の上限額が引き上げられる等の拡充が行われている。
- 事業者のニーズを十分に踏まえ、M&A支援に取り組まれる際には、同補助金の積極的な活用を検討いただきたい。

6. 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえた事業者支援の徹底等について

- 2024年11月28日に「事業者支援の促進及び金融の円滑化に関する意見交換会」を開催し、金融担当大臣等より、官民の金融関係団体等に対し、資金需要の高まる年末、年度末の資金繰り支援に加え、経営改善支援や事業再生支援、再チャレンジ支援等の徹底等についてお願いした。また、本趣旨を踏まえ、同日（11月28日）、要請文を発出した。
- 金融機関においては、本意見交換会及び要請文の趣旨を踏まえ、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」で措置された政府の各種支援策も活用しつつ、事業者支援の徹底をお願いしたい。

7. 「経営者保証改革プログラム」の進捗について

- 経営者保証改革プログラムの進捗について、2024年12月末に上期の実績を公表した。「新規融資件数のうち、経営者保証に依存しない融資件数の割合」は全業態平均で52.6%となり、2023年度の47.5%から着実に伸びて、半数を超える結果となった。
- また、「新規融資件数のうち、経営者保証に依存しない融資件数と、有保証で適切な説明・記録を行った件数の合計の割合」は、全業態平均で98.8%となったが、信用金庫の業態においては一部で割合が低調な金融機関が見受けられる。かかる数値については、経営者保証改革プログラムにおいて100%とする目標を掲げており、2024年11月に開催した「事業者支援の促進及び金融の円滑化に関する意見交換会」においても、加藤大臣からこの目標達成を強くお願いした。「経営者保証に依存しない融資」の促進を含めて、引き続き積極的な取組をお願いしたい。
- 今般の実績公表に合わせて、金融庁において、経営者保証に関する事業者等への説明・記録や、本部部署等における監査やモニタリング等の一層円滑かつ着実な実施、信用保証協会との更なる連携強化等に向けて、事例集を作成・公表した。今後の態勢整備に当たっては、こちらも参照していただきたい。

8. 地域金融機関による人材マッチング等について

- 「REVICareer（レビキャリア）」の足元の実績については、2025年1月23日

時点において大企業人材の登録者数が累計 3,784 人、求人件数は累計 3,240 件、マッチング件数については、累計 152 件となっている。特に求人件数が 3,000 件を超えたことについては、地域金融機関が日頃よりレビキャリアを活用した人材マッチングに尽力いただいた結果である。

- 2024 年末に令和 6 年度補正予算が成立したところであるが、今後レビキャリアは、中堅企業・中小企業が抱える経営人材不足の課題解決を加速化する観点から、経済産業省と連携して実施していくこととなった。
- 両省庁が連携することにより、事業の予算規模は現在の規模の約 3 倍の約 20 億円を想定しており、今後もレビキャリアを盛り上げていくために十分な予算が確保できた。引き続き、求人票の積極的な掲載や、マッチングの成約に御協力をいただきたい。
- なお、新しい補正予算による制度は、例えば、転籍に関する給付金の上限額がこれまでの 500 万円から 450 万円に引き下がるほか、今後、レビキャリアの給付金について経済産業省の「大規模成長投資補助金」を活用することとなるため、一部変更が予定されている。詳細は、お伝えできる準備が整い次第、公表する。

9. 令和 6 年 12 月 28 日からの大雪にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 令和 6 年 12 月 28 日からの大雪にかかる災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- この大雪に伴う災害等に関し、青森県内に災害救助法が適用されたことを受け、東北財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を金融事業者に発出した。
- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

10. 「認知症施策推進基本計画」を踏まえた取組について

- 2024 年 12 月 3 日に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和 5 年法律第 65 号）に基づいて、認知症施策の総合的かつ計画的な推

進に向けた「認知症施策推進基本計画」が閣議決定された。同基本計画においては、

- ・ 認知症サポーターの養成促進、
- ・ 認知症の人にとって利用しやすいサービスの開発・普及の促進、
- ・ 認知症高齢者を標的とする特殊詐欺等、消費生活における被害を防止するための啓発

などが盛り込まれている。

- 各金融機関においては、2019年に策定された「認知症施策推進大綱」等を踏まえた従来の取組に引き続き、「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう」にするという同法の目的を踏まえ、認知症の方に寄り添った金融サービスの提供等に努めていただきたい。

11. 外国人顧客の口座開設について

- 金融庁では、外国人顧客に対する金融サービスの利便性向上とマネー・ローンダリングや金融犯罪への関与防止に係る理解の醸成を図るため、パンフレットを作成しているところ、この度、3年ぶりに改訂を行い、16言語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットを公表した。

(参考)「外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について」

<https://www.fsa.go.jp/user/livinginjapan.html>

- 各金融機関においては、これまでも、外国人に対する金融サービスの利便性向上とマネロン・テロ資金対策の高度化の両立に向けて様々な取組を実施いただいていると承知しているが、引き続き、上記ウェブサイトに掲載している「外国人顧客対応にかかる留意事項」及び「外国人顧客対応にかかる取組事例」も活用しながら、預貯金口座の悪用防止にむけた対策の強化にも御理解が得られるように、外国人に対する丁寧な顧客対応に万全を期していただくよう改めてお願いしたい。

12. 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託導入状況に関するアンケート調査結果の公表について

- 各金融機関における後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の導入状況に

ついて、2024年3月末を基準日としてアンケート調査を実施し、その結果を2024年12月18日に公表した。

- 支援預貯金・支援信託を導入済とする金融機関の割合（個人預貯金残高ベース）は約72%となり、引き続き増加しているほか、導入予定とする金融機関も約21%となっている。
- 他方、一部には、業務体制の構築が困難とするほか、顧客のニーズがないなどとして、支援預貯金・支援信託の導入を見送っている金融機関も見られる。
- 成年後見制度をより安心かつ安全な制度とするためには、後見人による不正を未然に防止し、被後見人の財産が適切に管理・利用されるための仕組みが重要であり、各金融機関においては、支援預貯金・支援信託の導入に向けて前向きな検討をお願いしたい。
- また、既に導入済の金融機関においても、成年後見制度や権利擁護支援に対する理解を促進し、高齢者等のニーズに的確に対応した金融サービスの提供が図られるよう、一層の取組を推進していただきたい。

13. 障がい者等に配慮した取組に関するアンケート調査の結果について

- 2024年11月19日、預金取扱金融機関における障がい者等に配慮した取組状況について、2024年3月末時点でのアンケート調査結果を公表した。
- 聴覚障がい者等向けの電話リレーサービスについて、信用金庫では非対応の先があるため、対応を進めていただくとともに、既に対応している場合でも、対応可能なサービスの拡充に取り組んでいただきたい。
- 視覚障がい者や自筆困難者等への代読・代筆に係る手続に関して、引き続き「支店によって対応してくれるかどうか異なることがあった」といった意見が金融庁に寄せられている。内部規定の整備に留まらず、社内研修等を通じた現場職員への周知・対応力向上の徹底が重要である。
- 本アンケート調査の結果も参考としていただき、障がい者等の利便性向上に向けて、一層の取組をお願いしたい。

14. 粉飾決算への対応に係る態勢について

- 金融機関の役割は、国民の生活資金や余裕資金を預金として受け入れるとともに、金融仲介機能を発揮し、融資先の企業価値の向上を通じて、地域経済や国民経済の発展に貢献することである。金融機関が質の高い金融仲介機能を持続的に発揮するためには、財務の健全性やリスク管理の適切性を維持する必要がある、その前提となるのが融資規律である。
- 現在、金融庁では、主要行を中心に融資規律の確立に向けた組織全体の取組状況をモニタリングしており、近時の粉飾事案を踏まえ、フロント部署や審査部署などが、それぞれの役割を果たし、適切に対応しているかどうか確認している。
- その結果、
 - ・ 融資先の実態を把握するための必要な取組である資金トレースや実査を怠ったことで粉飾や不正行為を見逃した事案、
 - ・ 長年にわたり、融資先の代表者や実権者と面談せず、結果として融資先のガバナンス不全を見落としていた事案など、フロントや審査部署などが基本動作を怠っていたといわざるを得ない事案も認められている（参考）。こうした事例は、金融機関が日頃から健全な猜疑心と職業的懐疑心を持ち、必要な取組を徹底していれば、粉飾や不正行為の端緒を早期につかむことができた可能性がある。
- もちろんこうした事例を踏まえ、足元、粉飾を検知するチェックリストの見直しや行員研修の徹底など、態勢強化に向けた取組が行われていることは承知している。
- 金融機関が質の高い金融仲介機能を持続的に発揮して、地域や、わが国経済の発展に貢献していくには、健全な猜疑心と職業的懐疑心を持って融資先の実態把握に努める必要がある。各信用金庫においては、経営陣主導の下で、健全なリスクカルチャーと融資規律を醸成し、強固なガバナンス態勢を確立するとともに、その高度化に向けて取り組んでいただくよう、改めてお願いしたい。

（参考）過去の粉飾決算で確認された事例

- ・ 営業店において粉飾企業の収益ウェイトが高い、同業他社と比較して業況・経営体質が極めて良好、時代の最先端の業種であるといった状況の中、金融機関における実態把握の取組が形骸化

- ・ 融資先企業の実権者と会えない/ (大会社の場合) 補佐役がない、(会社法上の大会社の場合) 会計監査人監査を実施せず、会計監査人が理由もなく頻繁に交代
- ・ 金融機関が実態把握を行うための財務情報 (試算表や銀行借入明細の開示が遅い、勘定科目明細や税務申告書の提出を拒む) や経営情報 (シンジケートローンや保証協会の利用を拒否、貸出シェアが高い一方で預金シェアは不相应に低い) の開示に消極的
- ・ 実態把握に繋がる提案に対して消極的 (合理的な理由なく、シンジケートローンや保証協会の利用を拒否)

15. 営業店舗における内部管理の徹底について

- 近年、営業店舗において、後方事務の本部集約化や法人営業店の統合、店舗内店舗など、店舗運営や人員構成、レイアウトが従来と大きく変わってきている。また、職員の価値観も多様化している。
- 自店検査や事務手順など各種内部規程が上記変化を踏まえたものとなっているかを確認していただきたい。
- あわせて、経営陣がリーダーシップを発揮して、営業店舗において健全なリスクカルチャーを醸成するとともに、営業店舗での自律的統制、本部事務リスク管理部署やコンプライアンス部署等によるモニタリング、内部監査が全体として有効に機能するよう不断の取組を進めていただきたい。

16. 「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会」の開催について

- 2025年1月から、全国信用金庫協会を始めとする各業界団体や外部有識者から御協力いただきながら、「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会」を開催する。
- 本懇談会では、段階別評価の水準感や定義等について議論を行い、業態横断的な共通認識の形成を目指したい。
- また、本懇談会を通じて、信用を前提とする金融機関全体の内部監査水準の向上を促し、国内外のステークホルダーの信頼確保に資するような目線を提示するとともに、金融セクター以外の事業会社や海外金融監督当局も活用できる目線を提供していきたい。
- これまでも折に触れて言及しているが、実効性ある内部監査は、金融機関が持続的に適切な金融仲介機能を発揮していく上で不可欠な前提である。そ

のため、経営陣等は、内部監査の重要性・有用性をより強く認識した上で、これまで金融庁が紹介した取組事例も参考にしつつ、自金融機関の規模・特性に応じどのような内部監査を目指すのかを議論し、高度化に向け不断の取組を進めていただきたい。

17. フィッシング対策について

- 2023 年におけるフィッシングによるものとみられるインターネットバンキングにおける預金の不正送金の被害件数及び被害総額は、それぞれ 5,578 件、約 87.3 億円であり、過去と比べて急増している。足元、2024 年上半期においては、被害件数 1,728 件、被害総額約 24.4 億円となり、被害は高止まりしている。また、フィッシング攻撃による被害は、預金取扱金融機関に限ったものではなく、それ以外の金融機関の顧客に対しても発生している。
- 金融庁は、警察庁とも連携し、一般利用者向けに注意喚起を行っているほか、金融機関に対して、累次にわたりフィッシング対策強化の要請を行ってきた。政府としても、2024 年 6 月の「国民を詐欺から守るための総合対策」（※1）において、フィッシング対策の強化の方策として、「送信ドメイン認証技術（DMARC（※2））への対応促進」を始め、「フィッシングサイトの閉鎖促進」や「パスキー（※3）の普及促進」を掲げている。

※1 国民を詐欺から守るための総合対策（2024 年 6 月 18 日、犯罪対策閣僚会議）
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/240618/honbun.pdf>

※2 DMARC(Domain-based Message Authentication, Reporting, and Conformance):SPF・DKIM の認証結果を利用し総合的に送信ドメイン認証を行う技術。受信したメールが正規の送信元から送られてきたかを検証できる技術の一つ。ドメイン管理者は、認証に失敗したメールの取扱いを送信側でポリシー（DMARC ポリシー）として宣言できる。これにより、なりすまされているメールは受け取らない、といった強いポリシーを受信側に伝えることができるようになる。

※3 パスキー:パスワードが不要な認証技術。フィッシングサイト等の正規サイト以外のウェブサイトにおいては、認証が機能しないといった観点から認証技術の漏えいリスクを低減できる効果があるとされている。

- こうした足元の状況や「総合対策」を踏まえ、2024 年 12 月 24 日、金融庁は警察庁と連携し、業界団体を通じ、各金融機関に向け、フィッシング対策の強化を求める要請文を発出した。

- 各金融機関においては、これまでもフィッシング対策の強化を推進してきたものと承知しているが、フィッシングの手口がますます巧妙化している状況も踏まえ、被害が発生してから対策を講ずるのではなく、あらかじめ対策を進めていただきたい。顧客本位の経営の実現には、顧客資産を守ることが不可欠である。対応が不十分と認められる場合には、経営陣自らの問題としてしっかり対応していただきたい。

18. サイバーセキュリティセルフアセスメントの結果還元について

- 2024年6月下旬に全国信用金庫協会を通じて各金融機関に依頼した「サイバーセキュリティに関する点検票」に基づく自己評価の集約結果を、2024年10月末に各金融機関へ還元した。
- 各金融機関の経営陣においては、
 - ・ 還元した個票を見ると、他の金融機関と比べた自社の状態が分かるようになっているので、状況を確認していただきたい。
 - ・ その上で、業態対比で統制が弱い項目について、重要度及び緊急度に応じ、優先順位を付けて対応方針を決定するとともに、必要な人員、予算を投下していただきたい。
- 対応方針については、年次の業務計画に盛り込むことなどにより、経営陣において進捗を確認し、遅延や障害があれば原因を確認して是正していただくようお願いしたい。

19. 貸出明細データを用いた債務者区分及び住宅ローン等に係るデータ分析事例の公表について

- 2025年1月21日、銀行業態から共同データプラットフォームで提出を受けた高粒度データを分析した『FSA Analytical Notes -金融庁データ分析事例集- (2025.1) vol.2』を公表した。
- 「共通貸出先に対する債務者区分の付与状況に関する分析」では、地域銀行の貸出先について、企業の財務内容や規模、業種による影響を取り除いたとしても圏外向け（越境）貸出や大手行が債権者に含まれる先への貸出で、正常先確率が高くなっていることが示唆された。
- 「地域銀行の住宅ローンに関する実態把握」では、地域銀行の住宅ローン

について、債権 1 件当たりの実行金額や貸出期間が増加傾向であること等が確認された。

- 引き続き、様々な分野において、高粒度データを用いて多面的な実態把握や分析に取り組んでいく。

20. Japan Fintech Week 2025 開催について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、2025年3月3日～7日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2025」を開催する。
- 2024年3月に初開催した際には、官民様々な団体による関連イベントが開催され、国内外から延べ 13,000 人以上の方に参加いただいた。今回は、新たに運営に加わっていただく Fintech 協会とも連携し、更なるコンテンツ拡充等を通じて、金融機関やフィンテック事業者、投資家等のステークホルダーにとって更なる連携強化の機会を創出したい。
- 前回、地域金融機関からも多く参加いただいた FIN/SUM 等において、地域 DX やコンプライアンスの高度化をテーマとしたパネルディスカッションやラウンドテーブルを数多く実施したい。また、自治体等による地域イベントも開催予定である。AI を含むテクノロジーを活用して地域課題の解決に繋げていくことが重要であり、リテラシー向上の観点でも幅広い部署の職員に御参加いただきたい。
- 各イベントの詳細は公式ウェブサイトですぐ更新していく。経営層から現場担当者レベルまで様々な方に訴求するコンテンツを用意しており、各金融機関においては、是非足を運んでいただきたい。

(参考) Japan Fintech Week 2025 概要

- ・日時：2025年3月3日（月）～7日（金）【コアウィーク】
- ・会場：都内各地、各地方都市で開催予定
- ・主催：金融庁、一般社団法人 Fintech 協会
- ・ウェブサイト：<https://www.fsa.go.jp/policy/japanfintechweek/2025/index.html>

(参考)：FIN/SUM 概要

- ・日時：2025年3月4日（火）～7日（金）[4日間] 9:00-18:00
- ・会場：丸ビルホール（後日アーカイブ配信）
- ・主催：金融庁・日本経済新聞社

- ・ウェブサイト：<https://www.finsum.jp/>
- ・チケット登録：2025年1月下旬より上記ウェブサイトにて登録開始予定

21. 在留期間が満了した外国人名義の口座の悪用防止対策について

- 2024年6月に決定された「国民を詐欺から守るための総合対策」においては、帰国する在留外国人から不正に譲渡された預貯金口座が犯行に利用される実態がみられることを踏まえ、対策を推進することとされた。
- 上記対策として、2024年12月、警察庁から、在留期間が満了した外国人名義の口座の悪用防止対策として、在留期間の満了日の翌日以降に在留期間更新等がなされたことや在留期間更新許可申請等を行っていること等の特段の事情があることが確認されるまでの間、当該口座から現金出金や他口座への振込を制限すること等を求める旨の事務連絡が発出された。
- 各金融機関においては、当該事務連絡も踏まえ、
 - ・ 在留期間に基づいた預貯金口座の適切な管理を行うとともに、
 - ・ 顧客から在留期間の更新等の事実を確認した場合には速やかに通常どおりの取引を可能とするだけでなく、在留期間満了前に顧客に更新手続の有無を確認するなど、顧客の視点に立って適切な対応をお願いしたい。

22. 金融犯罪・マネロン等対策に係る業界横断的な広報について

- 金融犯罪・マネー・ローンダリング（マネロン）等対策の基礎となる継続的顧客管理について、各金融機関において、ダイレクトメールの郵送等により顧客情報の取得・更新に取り組んでいると承知している。
- 金融機関の利用者に対してこうした取組への理解及び協力を求めるため、これまで金融庁や各業界がそれぞれ各種広報を実施してきたが、顧客の理解や協力がいまだ十分ではないことから、苦情や協力拒否につながっており、金融機関の現場で負担になっているとの声も寄せられている。
- 国民一人ひとりが金融機関からの情報確認に協力いただくことが、国全体の安心・安全を守ることに繋がることから、広く利用者からの理解・協力が得られるよう、継続的顧客管理の重要性・必要性については官民一体となって戦略的かつ強力な広報を行うことが必要となる。このため、2024年12月より、全国銀行協会を中心として、金融庁や警察庁、各業界団体が連携し、

統一的なコンテンツとしてポスター・動画を作成し、当該コンテンツを用いた業界横断的な広報を展開している。

※ 今回の広報で連携いただいている業界団体一覧

全国銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国労働金庫協会

※ 当該コンテンツによる広報媒体

BS テレビ (12/16～3/31)、YouTube (12/16～3/31)、TVer (12/16～3/31)、Mediacaster (病院や薬局のデジタルサイネージ、1/1～1/31)

- 金融庁も各種広告媒体も活用しながら当該コンテンツを発信していく予定であり、各金融機関においても、ポスターの店頭掲示をはじめとして動画の活用などを通じて、一人でも多くの利用者の目に留まるように様々な場所・場面において当該コンテンツを積極的に発信いただきたい。

23. 金融機関の金融犯罪対策に係るチラシの作成について

- 金融庁は、2024年8月に、警察庁と連名で口座不正利用等防止に向けた対策の強化に係る要請文を発出した。当該要請文の中では、口座売買が犯罪であることの顧客への周知や、検知した取引に係る顧客への確認、出金停止・凍結・解約等の措置の迅速化を求めている。
- 金融機関がこのような対策を実施するに当たっては、顧客と接する金融機関の現場の取組が極めて重要となると同時に、顧客の理解・協力も必要となる。今般、こうした取組について顧客である国民の理解・協力を求め、金融機関の現場の取組を支援するため、警察庁と連携してチラシを作成した。
- 具体的には、①口座の売買やレンタルが違法であることと、②金融機関が取引の背景事情を伺う場合や、取引の謝絶や警察への連絡を行う場合があることを内容とする2種類のチラシを作成している。
- 各金融機関においても、顧客への説明に際し、必要に応じて当チラシを活用していただきたい。

24. マネロン等対策の「有効性検証」の考え方・対話の進め方に関する文書の公表について

- マネロン等対策については、各金融機関において2024年3月末の期限までに整備した基礎的な態勢の実効性を高めていくことが重要であり、マネ

一・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（マネロンガイドライン）では、各金融機関が自社のマネロン等対策の有効性を検証し、不断に見直し・改善を行うよう求めている。

- また、今後の金融活動作業部会（FATF）の第5次審査も見据えると、各金融機関が自らのマネロン等対策の有効性を合理的・客観的に説明できるようになることも重要である。
- 金融庁では、「有効性検証」に関する金融機関等の取組を促進するために、「有効性検証」を行うに当たって参考となる考え方や事例を公表すべく準備を進めている。
- 公表は2025年3月頃を目指しており、1月20日よりパブリックコメントに付している（締切日は2月20日）。
- 「有効性検証」はマネロンガイドラインで実施が求められており、各金融機関における有効性検証の進捗状況を踏まえながら順次対話を行う予定なので、パブリックコメント中のドラフトも参考に、経営陣主導のもと、「有効性検証」の取組を進めていただきたい。

25. 口座不正利用等防止対策強化に係る要請文のフォローアップについて

- 特殊詐欺を始めとする金融犯罪については、各金融機関において対応を強化いただいているものの、犯罪の手口もより巧妙化・多様化している。
- こうした状況を踏まえ、2024年8月に、法人口座を含む預貯金口座の不正利用等対策の強化について、要請文を発出した。
- 意見交換会等で既にお伝えしているとおり、金融庁では、本要請を受けた各金融機関の対応状況のフォローアップとして、2025年1月24日、各金融機関に対し、要請への対応状況に関するアンケートを発出した。
- アンケートでは、要請文で求めている対応項目ごとに、対応策の実施状況を回答いただく。いずれの項目も詐欺被害等を防止する観点から重要なものであり、対策が完了していないものについては、具体的な検討状況や今後の対応計画を回答いただきたい。対応未了の期間が続くことで、利用者や金融機関自身が口座不正利用のリスクに長期間さらされることのないよう、経営陣が主導して検討をお願いしたい。

- なお、アンケート回収後に各金融機関の対応状況を集計・分析の上、公表できる形で各金融機関に還元したい。
- 今回のフォローアップは、金融機関における不正利用対策の更なる強化・底上げをはかり、国民を詐欺等の金融犯罪から守る一助とすることを目的とするものである。金融機関においては、御協力のほどお願いしたい。

26. サイバー安全保障について

- 2024年6月から11月にかけて、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」が内閣官房において開催され、2024年11月29日に同有識者会議の提言が示された。

※「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo/index.html (内閣官房ウェブサイト)

- 今後、本提言を受けた制度整備にあたり、政府全体の取組の中で、金融庁としても業界とよく意見交換してまいりたい。

27. バーゼルⅢ最終化の実施について

- 2017年に国際的に合意された自己資本比率規制の枠組みであるバーゼルⅢについて、2025年3月期は、信用金庫業態を含むすべての金融機関の適用期限である。適切な自己資本比率の算出に向けて、引き続き準備を進めていただくようお願いしたい。
- なお、新規制に基づく情報開示や当局への届出に当たり不明点等があれば、金融庁に御照会いただきたい。

28. NISA 利用状況調査結果について (2024年9月末)

- 2024年9月末時点のNISA口座数は約2,509万口座、総買付額は合計約49.0兆円となった。2024年1月から9月までの間、2023年の同時期と比較して、口座数は約2倍のペースで、買付額は3倍以上のペースで増加しており、今や18歳以上の国民の4人に1人がNISA口座を保有している。
- 引き続き、繰り返しになるが、国民の皆様が、安定的な資産形成のひとつの選択肢として、新NISA制度を適切に活用できるよう、金融機関においては、わかりやすく丁寧に周知・広報を行うとともに、顧客本位の業務運営を

徹底いただきたい。

<周知・広報を行う上での留意点>

利用者が資産形成に踏み出す前提として、以下の内容を適切に理解できるような周知・広報を行うこと。

- ・ 利用者自身が、それぞれのライフプランやライフステージを踏まえ、どのような資金ニーズが発生するか、それに対応してどのような資産形成が必要かをよく考えることが重要であること。
- ・ 長期・積立・分散投資の意義と同時に、投資には、様々なリスクや元本割れのおそれもあること。
- ・ 資産形成に取り組むに当たっては、NISA 以外の選択肢も含め、様々な方法や制度を適切に組み合わせて活用することが重要であること。

<顧客対応を行う際の留意点>

顧客本位の業務運営を徹底し、特に以下の内容を踏まえて対応すること。

- ・ 顧客ニーズやリスク許容度の確認
- ・ 提案・販売する商品の特性や注意点等に関する丁寧な説明
- ・ 販売後のフォローアップ等

29. クライメート・トランジション利付国債について

- 2024年2月より、世界初の国によるトランジション・ボンドとして「クライメート・トランジション利付国債」(CT国債)が累次発行されており、幅広い投資家から受け入れられたものと評価している。また、既に相当数の投資家が、自社のウェブサイト等において、CT国債に投資した旨を表明しているものと認識している。
- CT国債は、世界の中でもパイオニアとなる取組であり、政府としても一丸となって取り組んでいる。各金融機関においても、CT国債を購入した場合にはその旨を自社ウェブサイト等で開示していただくと、社会全体のグリーン・トランスフォーメーション(GX)への機運を高める観点からも有意義である。

30. 令和7年度税制改正要望の結果について

- 金融庁の令和7（2025）年度税制改正要望においては、
 - ・「資産所得倍増プラン」・「資産運用立国」の実現
 - ・「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現
 - ・安心な国民生活の実現として、保険関連などの項目を要望した。
- その結果、2024年12月20日に公表された与党税制改正大綱においては、
 - ・NISAの利便性向上等
 - ・企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置など、金融庁関係の重要要望項目が措置されることとなった。
- NISAの利便性向上等については、金融機関変更時の即日買付が可能となるほか、つみたて投資枠で投資可能なETFに係る要件について、従来の買付方法（定額買付）に加えて、設定金額内で取得可能な最大口数での買付が可能となる。こうした買付方法の柔軟化を通じ、より多様な商品の提供が実現することを期待したい。
- 企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置については、会社員の企業型DC・iDeCo全体の拠出限度額が、賃金の伸びを踏まえ7,000円引き上がり、iDeCoの拠出限度額は最大で約3倍になることとなった。また、自営業者のiDeCo等の全体の拠出限度額も同様に7,000円引き上がることとなった。
- なお、「NISA口座の開設後10年経過時等に金融機関が行う顧客の所在地等の確認」については、「金融機関の負担にも配慮しつつ、資格のない者による取引が行われないよう実効性のある代替策の検討を含め、その在り方の検討を行う」と記載されている。
- 引き続きしっかりと検討・議論すべき事項も残っており、今後、これらの事項について、必要な取組を行っていきたい。

31. 「国民の安心・安全と持続的成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」について

- 2024年11月22日、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするため、「国民の安心・安全と持続的成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」が策定された。
- 今回の総合経済対策では、①「日本経済・地域経済の成長～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」、②「物価高の克服～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～」、③「国民の安心・安全の確保～成長型経済への移行の礎を築く～」の3つの柱に沿って政府として各種施策が取りまとめられた。
- 金融庁関連としては、
 - ・ 「資産運用立国」の実現に向けた、コーポレートガバナンス改革の推進や、「金融・資産運用特区」のプロモーションや「Japan Weeks」を通じた日本市場の魅力発信、J-FLEC等と連携した地域の金融経済教育の充実のほか、
 - ・ プロ投資家に対する非上場株式の勧誘における規制の見直しやインパクト投資の更なる普及・浸透等を通じた、スタートアップの資金調達支援のための環境整備、
 - ・ レビキャリ（REVICの人材プラットフォーム）の活用による大企業人材と地域の中堅・中小企業のマッチングの促進、などの施策が盛り込まれている。
- 金融庁としては、こうした取組を通じて、日本の持続的な経済成長に貢献できるよう、しっかりと取り組んでいく。各金融機関においても、御理解・御協力を宜しくお願いしたい。

32. FSB 移行計画ワーキンググループ（TPWG）によりまとめられたレポートの公表について

- 近年、企業（金融機関及び非金融機関）が気候関連リスクの戦略と管理を明確にするためのツールとして、移行計画への関心が高まっている。移行計画は、ステークホルダーが企業の気候変動及び移行へのアプローチについて

情報を得るためにも活用されている。

- 金融安定理事会（FSB）に設置された移行計画ワーキンググループ（TPWG: Transition Plan Working Group）においては、金融庁のチーフ・サステナブルファイナンス・オフィサーの池田議長の下、金融当局の観点から金融安定との関連性について、業界へのアウトリーチの結果も踏まえつつ議論を行ってきた。今般、報告書を取りまとめて公表することとなったため、ご紹介したい。
- 本報告書は、何らかの勧告を行うことは目的としておらず、移行計画の目的や現在の業界の慣行、各国の金融当局による利用の状況を整理し、金融の安定性の評価に移行計画を利用することの限界と課題、可能性について検討した結果をまとめたものである。
- 本報告書において、移行計画が気候関連金融リスクと相互に関係する可能性を指摘しつつ、他方で、金融の安定性の評価のために移行計画を利用することについては、情報の信頼性や比較可能性をサポートするためのより一層の標準化、データの利用可能性の拡大等が必要であるとされた。今後の具体的な利用に向けては、国際機関や基準設定主体の作業や各国当局の取組、実務の進展を待つ必要性が述べられている。
- 本報告書は 2025 年 1 月 14 日に FSB ウェブサイトで公表されており、金融庁ウェブサイトにも掲載している。詳細は本文を参照願いたい。

（以 上）